

徳島県規則第二十九号

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部を改正する規則

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則（平成十七年徳島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項及び第二項中「身元保証人」を「保証人」に改め、同条第三項中「身元保証人が」を「保証人が」に、「身元保証人住所等変更届」を「保証人住所等変更届」に改め、同条第四項中「身元保証人を変更しようとする」を「保証人を変更した」に、「新たに身元保証人となろうとする者と連署して、身元保証人変更承認申請書」を「当該変更に係る保証人と連署した保証人変更届」に改める。

様式第四号中「引き受けることを誓います」を「引き受けるとともに、授業料その他在学中に生じる一切の債務（極度額 円）について、本人と連帯して責任を負います」及び「身元保証人」を「保証人」に改める。

様式第五号中「身元保証人住所等変更届」を「保証人住所等変更届」及び「身元保証人の」を「保証人の」に改める。

様式第六号を次のように改める。

保証人変更届

年 月 日

学 生 氏 名

旧保証人 氏 名

年 月 日から次のとおり保証人を変更したので、届け出ます。

新保証人	現住所	
	氏名	
旧保証人	現住所	
	氏名	

上記の学生について、関係諸規則を守らせ、在学中、本人の身上に関する一切のことは、保証人において引き受けるとともに、授業料その他在学中に生じる一切の債務(極度額 円)について、本人と連帯して責任を負います。

新保証人 現住所

学生との続柄

氏 名

徳島県知事 殿

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二十条、様式第四号、様式第五号及び様式第六号の規定は、令和五年度以降の農業大学校への入学の許可を受けた者について適用する。